

商品取引員の情報開示

株 式 会 社 共 和 ト ラ ス ト

(2 0 0 8 年 版)

【はじめに】

本書は、平成20年3月期（平成19年4月～平成20年3月）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載事項について】

1. 会社の概況

「会社の沿革」	当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
「会社の目的」	定款に記載された当社の目的を記載しています。
「事業の内容」	当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
「財務の概要」	平成20年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
「主要株主名」	主要株主の氏名、所有株式数等を記載しています。
「役員の状況」	当社の役員の氏名等を記載しています。
「従業員の状況」	当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

「営業方針」	当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
「当社及び当業界を取巻く環境」	内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
「営業の経過及び成果」	当社の平成19年度における業績について記載しています。
「対処すべき課題」	当社が対処すべき今後の課題等について記載しています。
「受託業務管理規則」	当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額（＊）}}{\text{リスク額（＊）}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所施行規則（以下、「施行規則」という。）第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応す

る額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

（b）純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額（＊）}}{\text{資本金額}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出しているもので、上記（a）の純資産額とは計算が異なります。）

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定しているといえます。

（c）自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

（d）自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

（e）修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額（＊）}} \times 100$$

（＊「総資産額」とは、委託者に係る（株）日本商品清算機構又は商品取引所への預

託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。）

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額（＊）}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記（a）の純資産額とは計算が異なります。）

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比させたもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名	株 式 会 社 共 和 ト ラ ス ト
代 表 者 名	代表取締役常務 大 塚 聡
所 在 地	東京都中央区日本橋浜町二丁目 6 0 番 6 号
電 話 番 号	0 3 - 5 6 4 4 - 7 3 1 1

② 会社の沿革

当社は、昭和 4 1 年 3 月に山梨商事として創業した株式会社であり、設立と同時に、東京穀物商品取引所に加入、その後平成 1 1 年 7 月に合併し、株式会社共和トラストとして現在に至っております。

年 月	概 要
昭和 41 年 3 月	東京都港区新橋一丁目 12 番 10 号において、資本金 7 千万円にて山梨商事株式会社を設立、東京穀物商品取引所へ加入。
昭和 46 年 1 月	東京穀物商品取引所、農産物市場取引員許可 横浜支店を開設
昭和 46 年 5 月	横浜生糸取引所、繭糸市場取引員許可 大阪支店を開設
昭和 46 年 6 月	神戸生糸取引所、繭糸市場取引員許可
昭和 49 年 3 月	本社を東京都中央区日本橋浜町二丁目 60 番 6 号に移転
昭和 50 年 10 月	大阪支店を廃止
	11 月 神戸生糸取引所、繭糸市場受託会員脱退
昭和 55 年 7 月	前橋営業所を開設
	8 月 前橋乾繭取引所、繭糸市場取引員許可
昭和 57 年 3 月	東京金取引所、金市場取引員許可
昭和 60 年 12 月	東京工業品取引所、ゴム市場取引員許可
平成 9 年 4 月	東京工業品取引所、アルミニウム市場取引員許可
平成 10 年 9 月	前橋営業所を廃止
	10 月 横浜支店を廃止
平成 11 年 4 月	株式会社共和トラスト設立
平成 11 年 6 月	東京工業品取引所、石油市場取引員許可 東京工業品取引所、アルミニウム市場、受託会員脱退
平成 11 年 7 月	株式会社共和トラストが山梨商事株式会社を吸収合併、資本金 6 億円となる
平成 12 年 10 月	横浜商品取引所、繭糸市場受託会員脱退
平成 14 年 11 月	第一種商品取引受託業務の許可を更新（以後 6 年毎に更新）

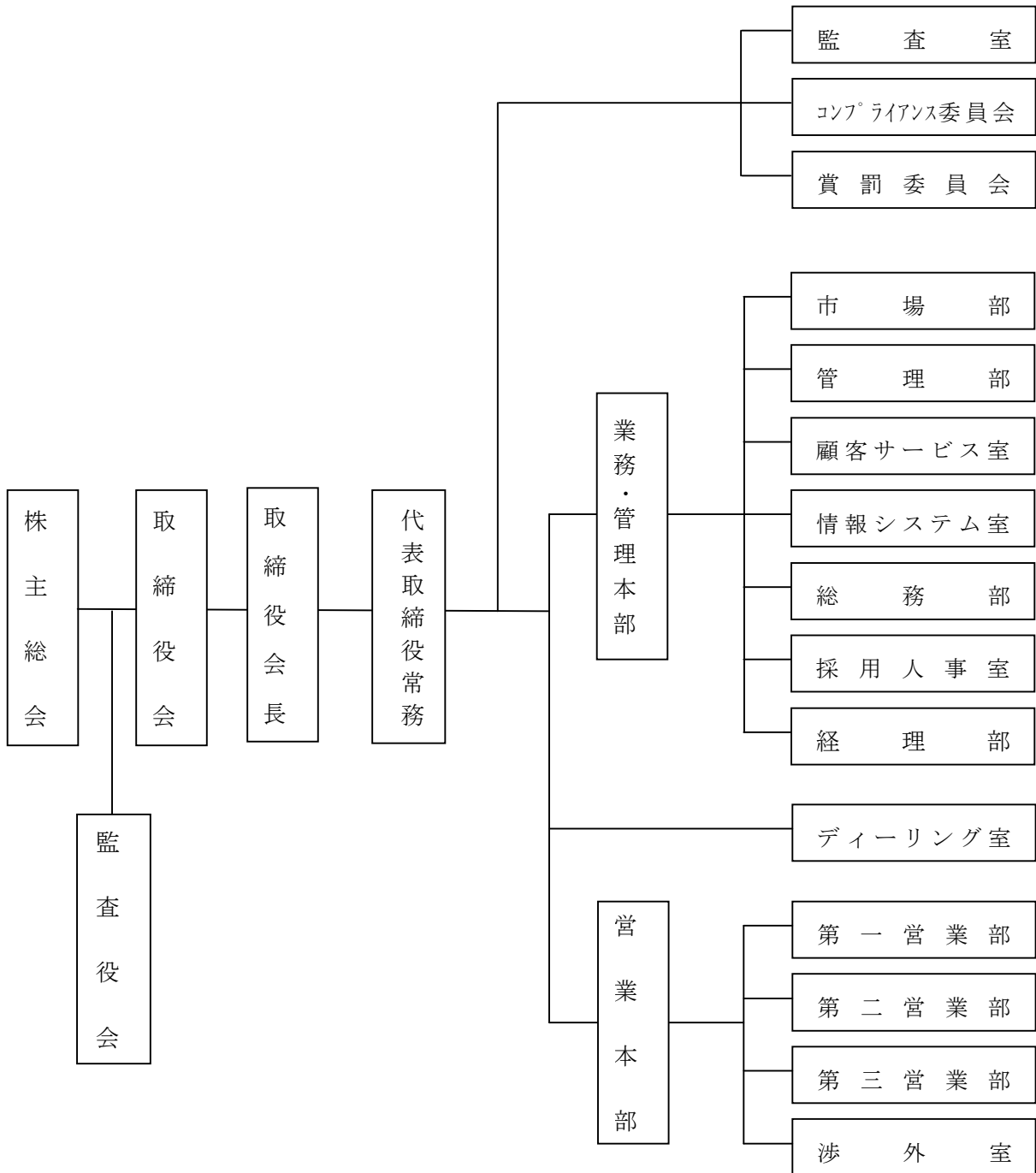
③ 会社の目的

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (a) 商品取引所法の適用を受ける商品取引所の上場商品または上場商品指数の商品市場における取引及びその受託業務
 - (b) 前号取引の国外における取次および受託業務
 - (c) 海外商品市場における先物取引およびその受託業務
 - (d) 商品投資契約、商品投資販売および商品投資顧問契約の各業務
 - (e) 金融先物取引業務
 - (f) 為替の売買
 - (g) 次の物品の売買、輸出入およびその媒介、取次、代理業務
 - 1. 農産物、砂糖、繭糸、綿糸、毛糸
 - 2. 金、銀、白金、パラジウム等の貴金属
 - 3. 銅、アルミニウム等の非鉄金属
 - 4. ゴム、木材および合板
 - 5. 原油およびガソリン、ナフサ、灯・軽油等の石油製品
 - 6. ブロイラー、鶏卵、牛肉、豚肉等の畜産物
 - (h) 不動産の売買および賃貸
 - (i) 前各号に附帯する一切の業務
- (注) 上記のうち_____線部分の事業は現在行っておりません。

④ 事業の内容

(1) 当社の経営組織は、次のとおりです。



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。(許可番号：農林水産省指令「17 総合第 34 号」、経済産業省「平成 17・04・05 商第 3 号」)

市場名 取引所名	農 産 物	貴 金 属	石 油	ゴ ム	上 場 商 品
東京穀物商品取引所	○				IOM一般大豆、Non-GMO大豆、小豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆、大豆ミール、大豆オプション、とうもろこしオプション
東京工業品取引所		○			金、銀、白金、パラジウム
			○		ガソリン、灯油、原油、軽油
				○	ゴ ム

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

該当事項はありません。

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地
本 社 (電話番号)	東京都中央区日本橋浜町二丁目 6 0 番 6 号 0 3 - 5 6 4 4 - 7 3 1 1

⑥ 財務の概要

決算年月 平成 2 0 年 3 月期

(a)	資本金	6 0 0 , 0 0 0 千円
(b)	純資産額 ※ 1	1 , 7 7 2 , 7 4 5 千円
(c)	総資産額	2 , 7 5 2 , 8 7 5 千円
(d)	営業収益 (うち、受取手数料)	1 , 0 2 5 , 7 4 6 千円 (8 3 4 , 5 2 0 千円)
(e)	経常利益	1 0 6 , 0 2 7 千円
(f)	当期純利益	7 6 , 5 2 6 千円

※ 1 純資産額は、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づき施行規則第 38 条の規定により算出しております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 2 , 0 0 0 株 (平成 2 0 年 3 月 3 1 日現在)

(注) 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名

氏名又は名称	住 所	所 有 株式数	発行株式総数 に対する所有 株数の割合
株式会社小林洋行	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 1 5 番 5 号	2, 000 株	100%
計		2, 000 株	100%

⑨ 役員の状況

役名及び 職 名	氏 名 生年月日	所有 株式数
取締役相談役 (非常勤)	細金 鉦生 昭和9年12月28日	—
取締役会長 (非常勤)	山下 英樹 昭和30年12月6日	—
代表取締役 常務取締役	大塚 聡 昭和36年8月5日	—
常勤監査役	清宮 昭雄 昭和23年2月3日	—
社外監査役	江橋 榮助 昭和11年12月5日	—
社外監査役	長内 秀之 昭和16年6月1日	—

- (注) 1. 監査役江橋榮助、長内秀之は会社法第2条16号に定める社外監査役であります。
2. 役員は当社の株式を所有していません。

⑩ 従業員の状況

	総 計	男 女 別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	56 人	48 人	8 人	31 名	25 名
平均年齢	36.6 才	36.7 才	36.3 才	31.5 才	40.7 才
平均勤続年数	3.5 年	3.5 年	3.8 年	3.2 年	3.8 年
外務員数	37 名	36 名	1 名	27 名	10 名

2. 営業の状況

① 営業方針

当社は、「お客様に商品先物取引に係るすべてのサービスを誠実に提供する企業を目指す」との企業理念のもと、主力取扱商品である貴金属、石油並びに農産物の基本的相場要因である需給動向に加え、これらの国際商品に多大な影響を与える為替動向の分析を充実させ、他の取扱商品を含めた情報収集及び分析能力を高めるとともに、これらの情報をいち早く入手しお客様に迅速かつ分かりやすくお伝えできるよう情報ネットワークの構築とコンピュータシステムの充実を図り、取引のお役に立つ情報を常に発信できるよう努めております。さらに、お客様方の様々なニーズに的確かつ積極的に対応できる営業活動を展開するとともに、お客様の資産をお預りする商品取引員としての財務体質を一層強化することに努めております。

また、社員教育につきましては業務知識を深めることは勿論当社のお客様重視の経営方針を浸透させ信頼される有能な人材を育成しております。

このように当社は「お客様第一主義」を合言葉に、一時的な利潤を追求するのではなく、長期に亘ってお客様の最良のパートナーであるよう努めております。

② 当社及び当業界を取巻く環境

当期におけるわが国の経済は、日経平均も一時は1万8千円を超えるなど、好調な滑り出しと言える前半でしたが、サブプライムローン問題の影響からか夏場をピークに減速し、日経平均もその後は上昇に転じることがありませんでした。

マーケット概況は石油市場においては高値圏での取引が続いており、更なる投機資金の流入により原油・ガソリン・灯油はそれぞれ上場来の高値を更新しました。

貴金属市場では米国のインフレ懸念やサブプライムローン問題による株式・債券市場の混迷を背景に内外ともに急進しました。

穀物市況は主産地の天候不安の中、新興国での需要増加や、代替エネルギー原料としての需要増加が見込まれ投機資金の流入を呼び込み高値を更新しました。

世界の商品先物市場では活況をにぎわっている中、日本国内では4期連続して前年度の売買高下回っており、平成20年3月期は142,141千枚（前期比16.5%減）まで落ち込んでおります。主な市場別の売買高は、石油市場が32,315千枚（前期比31.6%減）、農産物市場が34,947千枚（前期比3.0%減）貴金属市場が61,052千枚（前期比6.4%減）となりました。

③ 営業の経過及び成果

(1) 受取手数料部門

日商協を中心とした商品先物市場の信用力強化のための様々な努力が一方では各取引員の取引高減少の原因のひとつになりました。当社においても業界を覆っている息苦しさを払拭できず全売買高が 821,110 枚（前期比 39.4%減）、委託手数料も 834,520 千円（前期比 19.8%減）となりました。

(2) 売買損益部門

不安定な海外市場を敏感に映し国内市場でも乱高下しました。売買実績は前年度を下回りましたが堅実なディーリングにより一定の成果を上げ、191,226 千円（前期比 16.8%減）となりました。

以上の結果、当期の営業収益は 1,025,746 千円（前期比 19.2%減）、経常利益は 106,027 千円、当期純利益は 76,526 千円となりました。

事業年度における受取手数料及び売買損益は、次の通りであります。

(a) 受取手数料

（単位：千円）

期 別 商 品 市 場 名	第 9 期 (自平成19年4月 1日) (至平成20年3月31日)
商 品 先 物 取 引	
農 産 物 市 場	330,154
貴 金 属 市 場	498,144
石 油 市 場	4,061
ゴ ム 市 場	2,159
合 計	834,520

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

期 別 商 品 市 場 名	第9期 (平成19年4月 1日) (平成20年3月31日)
商 品 先 物 取 引	
農 産 物 市 場	78,537
貴 金 属 市 場	30,948
石 油 市 場	8,561
ゴ ム 市 場	73,180
合 計	191,226

(注) 1. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

期 別 内 訳	第9期 (平成19年4月 1日) (平成20年3月31日)		
商品市場名	委 託	自 己	合 計
商品先物取引			
農産物市場	204,300	129,881	334,181
貴金属市場	65,803	123,486	189,289
石油市場	1,147	20,404	21,551
ゴム市場	1,186	274,903	276,089
合 計	272,436	548,674	821,110

④ 対処すべき課題

当社の主たる事業である商品先物取引業界を取り巻く環境は、主務省・日商協が中心になって、これまで以上に委託者保護並びに取引員・外務員の社会的信頼回復に力を入れ、商品取引所法に抵触する行為には果敢に行政処分を課すなど商品先物取引業界の社会的地位の確保と向上のための努力が随所にみられました。日本の商品先物業界の将来を憂い、世界水準を見越した政策は一方では取引員の足枷となり4期連続で前年度の取引量を下回る結果となっております。厳しい現状ですが、存続のためでなく発展のための営業努力をしてまいります。

当社は主務省による立入検査の結果、平成19年10月26日に適合性の原則に関する社内審査体制に不備の事実がある旨を指摘され、業務改善命令の行政処分を受けました。このような処分を厳粛に受け止め役職員一同、再発防止のために社内管理体制及びコンプライアンス体制の強化を図り、今後このような事がないように努めてまいります。

受託業務管理規則

株式会社 共和トラスト

受 託 業 務 管 理 規 則

株式会社共和トラスト

(目的)

第1条 この規則は、受託業務の適正な運営およびその管理に必要な事項を定め、健全な運営を確保するとともに、委託者の保護に資することを目的とする。

(規則の制定と改正)

第2条 本規則の制定および改正は、当社取締役会で決議する。

(管理組織の責務と職務)

第3条 当社は、業務・管理本部のもと、管理部と顧客サービス室（以下、「管理部門」ともいう）を設け責任体制を次のように明確化し、適正な受託業務の遂行と管理業務の円滑な運営の確保を図る。

1. 最高管理責任者は、
代表取締役を充て、社内全体の管理体制を統括し適切な措置と指揮を執る。
2. 管理総括責任者は、
業務・管理本部長を充て、職務および権限を以下のとおりとする。
 - (1) 原則不适当と認められる勧誘除外に係る最終審査を行う。ただし、通常審査の審査書面にも検印を押す。
 - (2) 商品先物取引未経験者に対する、保護期間中の取引制限の解除に係る最終審査を行う。
 - (3) 受託業務に係る管理状況等を取締役会に報告し、営業部門の監視及び指導を行う。
 - (4) 苦情及び紛争が発生した場合は、別に定める苦情・紛争処理マニュアルに則り早期解決に向け必要な措置と指揮を執る。
 - (5) 本規則や、別に定める登録外務員服務規程に違反した事実が判明したときは、懲罰委員会の開催を要請する。
3. 管理統括責任者は、
管理本部長を充て、職務および権限を以下のとおりとする。
 - (1) 管理部の責任者として管理体制全体を統括する。
 - (2) 商品取引所法及び法令諸規則並びに本規則の遵守について指揮し、且つ決定を行う。
 - (3) 通常審査の最終決定を行う。
 - (4) 営業部門に対し委託者の取引状況、投資可能資金額及び資産状況を常時把握し、適正な取引が行われるよう監視や指導を行う。

(5) 苦情及び紛争が発生した場合に、営業部門に対し調査を行う。

4. 管理責任者には、

顧客サービス室長を充て、職務および権限を以下のとおりとする。

- (1) 顧客の適合性に関し書類審査および電話又は訪問審査を行う。
- (2) 適合性審査結果を、管理統括責任者に資料を添え報告する。
- (3) 商品先物取引に必要な知識の普及、委託者の理解度向上のために必要な措置をとる。
- (4) 委託者からの疑義および相談等の対応と、苦情・相談等処理簿の整理、記録を行う。
- (5) 苦情および紛争が発生した場合、顧客からの申立て内容を精査し、営業部門に対し調査を行う。

(勧誘の制限と確認)

第4条 当社は、商品先物取引の勧誘に先立っては、当社の商号、勧誘を行う者の氏名および商品先物取引の勧誘が目的であることを告知し、顧客に対して勧誘を受ける意思の有無を確認する。

- 2. 前項の告知および意思確認の内容等は、営業日誌に記録し5年間保存する。
- 3. 当社は、勧誘を受けることを希望しない旨の意思表示(委託を行わない旨の意思表示を含む)をした顧客に対し、再勧誘は行わない。
- 4. 前項の勧誘を受けないと意思表示した顧客は、機械的発信規制をかけ再勧誘防止の措置をとる。
- 5. 当社は、顧客からの事前承諾を得られた場合を除き、以下に掲げる勧誘は行わない。
 - (1) 午後10時から午前8時までの時間帯の勧誘
 - (2) 顧客の意思に反した長時間にわたる勧誘
 - (3) 顧客に対し、威迫、困惑または不安の念を生じさせる勧誘
 - (4) 顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法による勧誘

(適合性の審査)

第5条 当社は、取引意思を示した顧客には「口座設定申込書」の差入れを求め、適合性の審査を行う。

口座設定申込書の記載内容は以下のとおり。

- (1) 氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、家族構成(配偶者の有無、子等)
- (2) 勤務先名と住所、業種、勤続年数、所属部署、役職、電話番号
- (3) 受取口座(金融機関名および口座番号等)
- (4) 住居(持家、借家、社宅、マンション等)

- (5) 年間定期所得（年収）、流動資産（預貯金等）
 - (6) 株式・商品・FX 取引・他の投資経験の有無、取引の期間、取引会社名、取引銘柄と運用額
 - (7) 投資可能資金額
 - (8) 取引動機
 - (9) 受託契約を締結しようとする目的
2. 社内においては「顧客カード」を作成し保存する。なお顧客情報（属性等）に変更があればその都度変更箇所を更新する。
- 顧客カードの記載内容は以下のとおり。
- (1) 前第1項(1)～(8)の記載内容
 - (2) 外務員による告知確認年月日および意思確認年月日
 - (3) 外務員による説明確認年月日および事前交付書面確認
 - (4) 管理責任者・管理統括責任者・管理総括責任者の審査欄と審査年月日
 - (5) 受託の適・否と日付
 - (6) 初回取引日と取引銘柄および枚数
3. 第1項第7号の投資可能資金額は、年齢、収入、金融資産等を考慮し、取引の結果全額損失となっても生活に支障をきたさない許容できる金額であって、取引証拠金として差入れ可能な資金総額であることおよび既に損失や手数料等が発生している場合には、その額を控除した金額が新たな投資可能資金額となることを分かりやすく説明し、かつ理解をさせるものとする。
4. 顧客の本人確認は公的機関による証明書とし、原本の提示を求め確認しその写しの提出を受けるものとする。
5. 登録外務員は顧客から約諾書・通知書の差入れを受ける前に、顧客に事前交付書面を交付し「口座設定申込書」、「理解度確認書」、「理解度調査票」の差入れを受け適合性の審査を受けなければならない。
6. 適合性の審査において顧客が適合性を有しないことが判明した場合には直ちに勧誘を中止する。
7. 適合性の審査においては、別に設ける「勧誘から清算までのフローチャート」および「適合性審査調書」で審査項目を確認しながら審査を行い、審査日・審査者・判断の理由や根拠を、顧客カードおよび適合性審査調書の所定の箇所に記入し10年間保存する。
8. 既存顧客から習熟期間解除の申出や投資可能資金額等に関する、適格性の変更申出があった時は、必要な書面の提出を求め、適切な審査を行うとともにその結果等について別に設ける「委託者調書」を用いて記録し、申出の諾・否を判断しその記録を5年間保存する。

(不適格者の参入防止)

第6条 顧客が次に該当することが判明した場合は、適合性の原則に照らし常に不適当であるとして一切の勧誘および受託を行わないものとする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者および認知障害の認められる者
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 商品取引をするために借入れをする者
- (5) 長期療養者および連絡の取れ難い者
- (6) 過去に取引事故を惹起した者および恣意的に取引事故を多発させた者
- (7) 先物取引の経験のない75歳以上の者
- (8) その他商品市場の秩序を乱す虞があると思量される者
- (9) 元本欠損または元本を上回る損失が生じる虞のある取引をしたくない者

2. 顧客が次の各号の一に該当することが判明した場合は、適合性の原則に照らして原則として不適当と認められる勧誘であるので、勧誘および受託を行わないものとする。ただし、次の3項に記載する要件を満たす場合であって、統括責任者の確認を経た後総括責任者が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 年金、恩給、保険金等により生計を維持しているもの（収入全体の過半が年金等で占める者）
- (2) 一定の所得を有しない者（年収500万円以下）
- (3) 75歳以上の高齢者
- (4) 投資可能資金額を超える取引証拠金を必要とする取引
- (5) 公金取扱者

3. 前項各号に該当する場合であっても、顧客自ら適合性の原則に照らし、原則として不適当と認められる勧誘の対象者であることを理解しているとともに、以下の例外的要件を満たすことについて確認している旨の自書による申出のある顧客については、厳格な審査を経たうえで認めることがある。

- (1) 顧客が申告した投資可能資金額の裏付けのある資産を有していること。
- (2) 75歳以上の高齢者については、商品先物取引等、レバレッジ性の高いハイリスク・ハイリターン取引を直近の3年間に延べ90日以上経験があることを客観的に証明でき、かつ理解度調査票の提出を受け、先物取引の仕組みやリスクについて十分に理解していることが確認できる者。なお、75歳以下の高齢者についても例外的要件を満たしているかを管理部門が電話または面談により確認するものとする。

- (3) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする顧客には、新たに申告した金額が損失を被っても生活に支障をきたさない範囲で設定されていることと、その裏付けとなる資産を有していることを自書による申出書の提出により証明できる者。
- (4) 前各項の他に、「原則不適格者からの受託に関する取扱い要綱」を別に定め健全な受託業務の運営を図る。
- 4. 当社では、勧誘過程および審査過程において不適格者と判明したときは直ちに勧誘を中止するものとする。また既存委託者が不適格者に該当することとなったとき新規建玉を認めず、速やかに清算するよう務める。
- 5. 当社は、原則不適格者に対する審査を厳格にするため、原則不適格者の審査に関し「適合性審査調書」を作成し10年間保存する。

(説明義務と理解確認)

第7条 当社は、勧誘を受ける意思を表明した顧客に対し、「委託のガイド」、「受託契約準則」等の事前交付書面、「理解度確認書」および図画や表等を用いて説明した後に、以下の事項について顧客が理解していることを書面にて確認するものとする。

- (1) 商品取引は取引証拠金の10から40倍の取引を行うものであることから、価格変動幅が小さくても大きな損益が発生するレバレッジ性の高いハイリスク・ハイリターンの取引であること。
 - (2) 商品取引は、相場変動によって預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあること。
 - (3) 追加的な証拠金預託の必要性が生じる場合があること。
2. 当社は、前項の確認の後、顧客に対して、法第217号第1項4号に基づく、施行規則第104条に定める事項について理解できるよう分かりやすく説明した後、「理解度調査票」にて確認するものとする。

(委託者の保護育成)

第8条 商品先物取引市場に参入するに相応しい健全な委託者層の拡大を図るため、新規委託者については、3ヶ月間の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成策を講じるものとする。

- (1) 商品先物取引の経験のない者および直近の3年以内に延べ90日以上経験者であることが証明できない者は、建玉時に預託する取引証拠金等を顧客の申告した投資可能資金額の3分の1を上限としなければならない。
- (2) 管理部門は習熟期間内の顧客に対し、初回取引直後と2ヶ月後を目途として度「アンケート

ート」を送付し習熟度の調査を行う。また、取引期間中において管理部門が顧客に訪問または電話で取引理解度等に関して追跡調査を行うこととする。

- (3) 管理部門は、習熟期間内の顧客が投資可能資金額3分の1を超える取引要請があった場合、当該顧客から、商品先物取引の経験がない者を保護するための取引量を制限する措置がとられていること、および例外の要件を理解しているとともに、当要件を自らが満たす旨の自書による申出書の提出を求めるものとする。管理部門は、前項の習熟調査や追跡調査の内容を精査し、管理総括責任者へ報告する。報告を受けた管理総括責任者は適用除外に係る最終審査を行い、可否を決定する。
- (4) 習熟期間中の顧客から、直近3年以内に延べ90日以上を経験を有する客観的証明できるものが提出され、習熟期間の解除を求める要請があった時は、管理統括責任者が内容を精査し、申出の可否を決定する。
- (5) 当社は、管理部門が習熟期間中の顧客に対して行った審査については「委託者審査票」に記載。追跡調査の内容については「顧客管理表」に記載し、回収したアンケートおよび申出書を整理し5年間保存する。

(不正資金の流入防止)

第9条 当社は第6条第2号5項に示す公金取扱者からの不正資金の流入およびマネーロンダリングのための不正資金流入を防止するために、顧客の調査を行い受託拒否や建玉処分等の措置を講ずる。

- 2. 前項の顧客からの差引入金額が投資可能資金額に拘わらず2000万円を超えたとき。さらに1000万円を超えるごとに、管理部門が顧客に面談し取引資金が自己資金である旨の申出書を差し入れてもらうものとする。申出書は自書によるものとし、自己資金であることの客観的な裏付けが確認可能なものとする。
- 3. 管理統括責任者は不正資金の流入が判明した場合、直ちに当該顧客に対して建玉処分を促し清算するものとする。
- 4. 当社は不正資金の流入防止の調査を行った場合は、調査結果報告書を作成し、その記録を10年間保存する。

(取引証拠金、委託手数料の額および証拠金の授受)

第10条 当社の定める取引本証拠金の額は、商品取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

- (1) 取引本証拠金の額に係る社内責任者を管理総括責任者と定め、社内に徹底するとともに、速やかに委託者に通知し、その記録を5年間保存する。

- (2) 取引本証拠金一覧表を作成し顧客が閲覧できる場所に掲示し、当社ホームページで開示する。
2. 当社の定める委託手数料の額は、取締役会の決議により行う。委託手数料一覧表を作成し前項2号と同様の開示方法をとる。
3. 取引証拠金等の現金授受については以下の措置をとる。
- (1) 出金するときは振込みを条件とし、入金の場合は振込みを原則とする。
- (2) 顧客から現金で預け入れる旨の要望があったときは、管理部門の責任者が、外務員もしくは当該顧客にその必要性について聴き取り等の審査を行い、それが認められたときは、証拠金預り証の交付と同時に現金受領することを、当該顧客に説明し了解を求めることとする。
- (3) 外務員が委託者から現金を受領したときは、当該外務員以外の役職員が当該委託者に対し、入金の額、日時、担当外務員の氏名等について確認することとし、確認する役職者が、営業部門の者であるときは営業日誌に、管理部門の者であるときは顧客管理表に記載する。
- (4) 現金の受領に当たっては、原則複数の役職員で対応すること。ただし、やむを得ず一人の外務員で対応する場合には、営業部門の責任者の承認をとること。

(禁止行為と管理措置)

- 第11条 登録外務員は商品先物取引の受託および委託の勧誘にあたっては、別に定める「登録外務員服務規程」の他、商品取引所法、同施行規則、受託契約準則、取引所指示事項、および日本商品先物取引協会の定める禁止行為をしてはならない。
2. 管理部門は登録外務員の営業活動において、禁止行為を行わないよう教育、指導および監視をしなければならない。
3. 管理部門は禁止行為が行われている疑いのあるときは、顧客と面談および当該登録外務員からの事情聴取等により、速やかに事実確認を行い禁止行為が認められた場合には、管理総括責任者に報告しなければならない。
4. 管理総括責任者は、受託業務に関し社内研修を開催し、再発防止の徹底を図る。違反者については別に定める「登録外務員懲罰規程」に従い同規程第5条の委員会を開催し第3条の処分を行う

(建玉制限)

- 第12条 当社は先物市場における取引の公正を確保するため、顧客の建玉については商品取引所の市場管理規則に定める建玉制限があることを、顧客に周知し、遵守について理解を求める

こととする。

2. 商品取引所の市場管理規則とは別に、受託者としての建玉制限を行うことがあることについて顧客の理解を得ることとする。

(広告・宣伝に係る管理措置)

第13条 当社は、委託の勧誘に関し、広告・宣伝を行うにあたり、法その他関係法令および受託業務に関する規則等を遵守するため、管理責任者を置く。

(1) 管理責任者は、業務・管理本部長とする。

(2) 管理責任者は、副管理責任者を任命することが出来る。

(日本商品先物取引協会への届出)

第14条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。また、これを変更した時も同様とし、役職員に同規則を遵守させるとともに、顧客から閲覧の申し入れがあった時は速やかに開示するものとする。

附則

1. 本規則は平成10年7月22日 株式会社共和トラスト取締役会において決議した。
2. 本規則は平成10年9月1日より実施する。
3. 平成11年8月1日一部改正
4. 平成12年4月1日一部改正
5. 平成14年7月1日一部改正
6. 平成15年6月6日一部改正
7. 平成17年5月2日一部改正
8. 平成17年8月1日一部改正
9. 平成19年11月1日一部改正
10. 平成19年12月20日一部改正

⑥ 外務員の登録状況

期 首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期 末 登録外務員数
43 名	14 名	17 名	40 名

⑦ 委託者に関する事項

期 首 委託者数	新規委託者数	期 末 委託者数
167 名	177 名	147 名

⑧ 苦情・紛争に関する事項

(a) 顧客が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦 情 相互の話し合いによる解決	紛 争 紛争処理機関での解決	訴 訟	苦 情 相互に話し合い中	紛 争 紛争処理機関で処理中	訴 訟
当該年度に新規に発生した案件の件数	12 件	0 件	0 件	7 件	3 件	3 件
前年度から継続している案件の件数	7 件	1 件	1 件	2 件	0 件	0 件
合計	19 件	1 件	1 件	9 件	3 件	3 件

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異義、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合には、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛 争	訴 訟	紛 争	訴 訟
当該年度に新規に発生した案件の件数	1 件	0 件	0 件	0 件
前年度から継続している案件の件数	0 件	0 件	0 件	0 件
合 計	1 件	0 件	0 件	0 件

(c) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件	当該年度中の未解決案件
	訴 訟	訴 訟
当該年度に新規に発生した案件の件数	1 件	0 件
前年度から継続している案件の件数	0 件	0 件
合 計	1 件	0 件

(注) 双方が訴訟したものとは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟（反訴を含む）を提起したものをいう。

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数	0 件	0 件	0 件	0 件
前年度から継続している案件の件数	0 件	0 件	0 件	0 件
合 計	0 件	0 件	0 件	0 件

(注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。
2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

3. 経理の状況

①貸借対照表（平成20年3月31日現在）

（単位：千円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,191,195	流 動 負 債	858,632
現 金 預 金 ※2	1,631,406	未 払 法 人 税 等	65,820
委 託 者 未 収 金 ※3	9,152	預 り 証 拠 金	738,903
前 払 費 用	8,322	そ の 他 の 流 動 負 債	53,909
保 管 有 価 証 券 ※2	7,922	固 定 負 債	121,498
差 入 保 証 金	243,911	退 職 給 付 引 当 金	29,510
委 託 者 先 物 取 引 差 金 ※5	242,415	商 品 取 引 事 故 引 当 金	66,282
預 託 金 ※2	12,500	長 期 未 払 金	25,705
繰 延 税 金 資 産	16,833	引 当 金	35,000
そ の 他 の 流 動 資 産	28,304	商 品 取 引 責 任 準 備 金 ※4	35,000
貸 倒 引 当 金 ※3	△9,573		
固 定 資 産	561,679		
有 形 固 定 資 産	287,900	負 債 合 計	1,015,130
建 物 ※1・2	42,952	純 資 産 の 部	
器 具 及 び 備 品 ※1	2,254		
土 地 ※2	242,692	科 目	金 額
無 形 固 定 資 産	5,030		
の れ ん	4,580	株 主 資 本	1,737,744
電 話 加 入 権	450	資 本 金	600,000
投 資 そ の 他 の 資 産	268,749	資 本 剰 余 金	200,000
出 資 金	17,010	資 本 準 備 金	200,000
長 期 未 収 債 権 ※3	5,306	利 益 剰 余 金	937,744
長 期 差 入 保 証 金	245,167	利 益 準 備 金	17,500
長 期 貸 付 金	1,500	そ の 他 利 益 剰 余 金	920,244
長 期 前 払 費 用	69	別 途 積 立 金	740,000
そ の 他 の 投 資	5,900	繰 越 利 益 剰 余 金	180,244
貸 倒 引 当 金 ※3	△6,204	純 資 産 合 計	1,737,744
資 産 合 計	2,752,875	負 債 及 び 純 資 産 合 計	2,752,875

②損益計算書（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目		金 額	
営 業 収 益	受 取 手 数 料	※1 834,520	
	売 買 損 益	※2 191,226	1,025,746
営 業 費 用	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		923,229
	営 業 利 益		102,516
営 業 外 収 益	受 取 利 息	2,819	
	そ の 他	1,080	3,900
営 業 外 費 用	貸 倒 引 当 金 繰 入	389	389
	経 常 利 益		106,027
特 別 利 益	貸 倒 引 当 金 戻 入	1,609	
	商品取引責任準備金戻入	28,873	
	固 定 資 産 売 却 益	1,150	
	そ の 他 の 特 別 利 益	2,089	33,723
特 別 損 失	固 定 資 産 売 却 損	215	
	そ の 他 特 別 損 失	819	1,034
税 引 前 当 期 純 利 益			138,716
法人税・住民税及び事業税		68,212	
法 人 税 等 調 整 額		△6,022	62,189
当 期 純 利 益		※6	76,526

③株主資本等変動計算書（平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資 産 合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資 本 準 備 金	資本剰余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利益剰余 金 合 計	
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金		
平成 19 年 3 月 31 日残高	600,000	200,000	200,000	17,500	740,000	103,717	861、217	1,661,217
事業年度 の変動額								
当期純利益						76,526	76,526	76,526
事業年度の 変動額合計						76,526	76,526	76,526
平成 20 年 3 月 31 日残高	600,000	200,000	200,000	17,500	740,000	180,244	937,744	1,737,744

④個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

保管有価証券

商品先物取引の委託証拠金の代用

商品取引所法施行規則第 39 条の規定により商品取引所
が定めた充用価格によっております。

②デリバティブ

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

建物

イ) 平成 10 年 3 月 31 日以降に取得したもの

旧定率法

ロ) 平成 10 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までに取
得したもの

旧定率法

ハ) 平成 19 年 4 月以降に取得したもの

定額法

建物以外

ニ) 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したもの

旧定率法

② 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用
可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

③ 商品取引事故引当金

商品取引事故による損失に備えるため、顧客よりの損害賠償請求に伴う損失見込み額から商品取引所法第221条の規定に基づく「商品取引責任準備金」相当額を控除した額を計上することとしました。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

① リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

(6) 会計方針の変更

固定資産の減価償却方法の変更

当該事業年度から法人税法の改正（(所得税法等の一部を改正する法律 平成 19 年 3 月 30 日 法律第 6 号) 及び (法人税施行令の一部を改正する政令 平成 19 年 3 月 30 日 政令第 83 号)）に伴い、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

これに伴う損益への影響は軽微であります。

【貸借対照表に関する注記】

※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額 142,282 千円

※ 2. 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりです

イ. 担保資産

担保資産の内訳

預金	330,000 千円
預託金	12,500 千円
建物	42,952 千円
土地	242,693 千円
計	628,144 千円

対応する債務の内訳

商品取引所法第 179 条第 7 項の規定に基づく銀行等の

預託の委託契約極度額に対する求償債務 250,000 千円

商品取引所法施行規則第 98 条第 1 項第 4 号に基づく

委託者保護基金による契約弁済補償額 50,000 千円

ロ. 預託資産

株式会社日本商品清算機構へ預託している資産

保管有価証券 7,692 千円

ハ. 分離保管資産

商品取引所法第 210 条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額は 7,900 千円であります。

なお、同法施行規則第 98 条の規定に基づく委託者資産保全措置額は 50,000 千円であります。

※ 3. 委託者未収金のうち、無担保未収金は、9,152 千円であります。また、発生から 1 年以上を経過しているものは、6,325 千円であります。

※ 4. 商品取引責任準備金の積立は、商品取引所法第 221 条の規定に基づくものであります

※ 5. 委託者との未決済玉に関する約定代金と決済期末の時価との差損益金の純額であって、
(株) 日本商品清算機構との間で受払清算された金額であります。この金額はすべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものであります。

※ 6. 1 株当たり当期利益 38,263 円 37 銭

【損益計算書に関する注記】

※１．受取手数料の内訳

商品先物取引 834,520千円

※２．売買損益の内訳

商品取引決済損益 198,061千円

商品先物評価損益 △6,835千円

合計 191,226千円

⑤監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

⑥ 財務比率

諸 項 目		比 率
(a) 純資産額規制比率	[純資産額 / リスク額 × 100]	1,907.8%
(b) 純資産額資本金比率	[純資産額 / 資本金額 × 100]	293.2%
(c) 自己資本資本金比率	[自己資本 / 資本金額 × 100]	289.6%
(d) 自己資本比率	[自己資本 / 資産総額 × 100]	63.1%
(e) 修正自己資本比率	[自己資本 / 総資産額 × 100]	77.1%
(f) 負債比率	[負債合計額 / 純資産額 × 100]	56.4%
(g) 流動比率	[流動資産額 / 流動負債額 × 100]	255.2%

2008 年版ディスクロージャーの訂正について

23,24 ページ「⑧ 苦情・紛争に関する事項」に関して件数の記載に誤りがありましたので、下記のように訂正します。

(a) 顧客が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦 情 相互の話し合いによる解決	紛 争 紛争処理機関での解決	訴 訟	苦 情 相互に話し合い中	紛 争 紛争処理機関で処理中	訴 訟
当該年度に新規に発生した案件の件数	14 件	0 件	0 件	8 件	3 件	2 件
前年度から継続している案件の件数	5 件	1 件	1 件	0 件	0 件	1 件
合計	19 件	1 件	1 件	8 件	3 件	3 件

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛 争	訴 訟	紛 争	訴 訟
当該年度に新規に発生した案件の件数	0 件	0 件	0 件	0 件
前年度から継続している案件の件数	0 件	0 件	0 件	0 件
合計	0 件	0 件	0 件	0 件

(c) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件	当該年度中の未解決案件
	訴 訟	訴 訟
当該年度に新規に発生した案件の件数	0 件	1 件
前年度から継続している案件の件数	0 件	0 件
合計	0 件	1 件

以上